

## 1. 少額訴訟制度とは

60万円以下の金銭支払に関する訴訟のこと。訴訟は、金銭の支払を求める訴訟に限られます。

(活用例)

- ・商品の代金を支払ってもらえない場合
- ・借金を返してくれない場合
- ・給料を払ってもらえない場合 などなど

## 2. 審理

原則として1回の審理で双方の口頭弁論を行い、その日のうちに判決が下されます。通常の民事訴訟のように何度も審理が行われ、その都度裁判所に出頭する必要がありません。

## 3. 証拠・証人は簡易なものに限定

証拠となる書類や証人は、審理の日にその場で確認できるような簡易なものに限定されます。証拠が複雑、証人が複数存在する場合など、一日で審理を終わらせることが困難な場合には、通常訴訟に移行となる場合があります。

## 4. 少額訴訟の効果

少額訴訟の判決で原告側の訴えが認められれば、必ず仮執行宣言が付くので被告側には支払義務が正式に発生します。それに従わない場合には判決内容の強制執行が可能です。

「この程度の金額なら裁判沙汰はないだろう」と甘く見ている相手方に対して少額訴訟は非常に効果的で、裁判所から訴状が届いただけでも、相手はかなり動揺するでしょう。実際、訴状が届いただけで、審理当日を前に「和解」という形で金銭トラブルが解決するケースがほとんどです。

なお、相手が正当な理由なく審理を欠席したら原告の不戦勝になります。

## 5. メリット、デメリット

### メリット

- ・簡単・・・訴状は定型の用紙に記入するだけで簡単に作成できますので、自分でできます。
- ・迅速・・・すべての手続が1日で終わります。また、勝訴判決には必ず仮執行宣言が付くので、すぐに強制執行が可能です。
- ・安価・・・訴訟費用が安い(印紙代500円～3000円+切手代)

### デメリット

- ・相手方の所在が分からないと訴訟提起できません。
- ・判決に不服でもその上の裁判所に控訴はできません。
- ・被告が通常の民事訴訟に移行するよう求めた場合、少額訴訟ができません。

- ・相手方に支払能力がないと判断される場合には向いていません。

## 6. 少額訴訟の流れ

- (1) 訴状を作成し、簡易裁判所に提出（簡易裁判所にある用紙に必要事項を記入する）。

少額訴訟を行う場所は、下記のいずれかになります。

- ・被告の住所地を管轄する簡易裁判所
- ・債権の義務履行地（支払が行われるべきところ）の簡易裁判所
- ・不法行為（交通事故など）のあった場所の簡易裁判所

- (2) 簡易裁判所は、口頭弁論の期日を指定し、連絡をくれます。

また、被告には答弁書を提出するように依頼します。

- (3) 原告には、証拠書類を口頭弁論の期日までに提出するよう依頼があります。

- (4) 当日は証拠や証人を登場させて、自分の正当性を主張しましょう。

- (5) 裁判官が双方の主張を聞いて判決を言い渡します。

異議申立がなければ、確定します。

## 7. 留意点

- ・少額訴訟は年間10件までとなっています。
- ・審理一回限りのため、訴訟前に十分な証拠の用意が必要です。
- ・通常の民事訴訟に移行される可能性があることを念頭に検討が必要です。

以上